

## 建設工事関連業務委託における最低制限価格の算出方法の改定について

令和6年6月10日  
沼津市財務部契約検査課

建設工事関連業務の発注において、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格制度を設定した入札を行っているところですが、下記の通り、業務委託契約における最低制限価格の算定式を改正します。

なお、本制度は、令和6年7月1日以降に入札公告又は指名通知の発送を行う建設工事関連業務委託の案件から適用されますので、ご注意ください。

### ○沼津市建設工事関連業務最低制限価格制度実施要領

#### 第3条 最低制限基本価格

	改定前	改定後
(1)測量業務	「直接測量費」+「測量調査費」+「諸経費」× <b>48%</b>	「直接測量費」+「測量調査費」+「諸経費」× <b>50%</b>
(2)建築関係の建設コンサルタント業務	「直接人件費」+「特別経費」+「技術料等経費」×60%+「諸経費」×60%	同左（改正なし）
(3)土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）	「直接人件費」+「直接経費」+「その他原価」×90%+「一般管理費等」× <b>48%</b>	「直接人件費」+「直接経費」+「その他原価」×90%+「一般管理費等」× <b>50%</b>
(4)土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）	「直接人件費」+「直接経費」+「技術経費」×60%+「諸経費」×60%	同左（改正なし）
(5)地質調査業務	「直接調査費」+「間接調査費」×90%+「解析等調査業務費」×80%+「諸経費」× <b>48%</b>	「直接調査費」+「間接調査費」×90%+「解析等調査業務費」×80%+「諸経費」× <b>50%</b>
(6)補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）	「直接人件費」+「直接経費」+「その他原価」×90%+「一般管理費」× <b>45%</b>	「直接人件費」+「直接経費」+「その他原価」×90%+「一般管理費」× <b>50%</b>
(7)補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）	「間接人件費」+「直接経費」+「技術経費」×60%+「諸経費」×60%	同左（改正なし）
設定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量業務…予定価格の60%~82%</li> <li>・建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務…予定価格の60%~<b>80%</b></li> <li>・地質調査業務…予定価格の3分の2~85%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量業務…予定価格の60%~82%</li> <li>・建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務…予定価格の60%~<b>81%</b></li> <li>・地質調査業務…予定価格の3分の2~85%</li> </ul>